

研究開発新棟（仮称）建設計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、研究開発新棟（仮称）建設計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為の名称
研究開発新棟（仮称）建設計画
- 2 指定開発行為者
名 称：株式会社東芝 研究開発センター
代表者：執行役員 研究開発センター 所長 佐田 豊
所在地：川崎市幸区小向東芝町1番地
- 3 公告日
令和3年12月17日（金）
- 4 条例環境影響評価書の写しの縦覧
 - (1) 縦覧期間
令和3年12月17日（金）から令和4年1月17日（月）まで
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは除く。ただし、幸区役所は第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。
 - (2) 縦覧場所及び時間
場所 幸区役所及び環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）
縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
* 上記期間中、本市ホームページにて当該条例評価書の内容を御覧になれます。
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>
- 5 事業内容等に関する問合せ先
名 称：株式会社東芝 研究開発センター RDC 総務担当
所 在 地：川崎市幸区小向東芝町1番地
電話番号：044-549-2056



川崎市HP


川崎市環境局環境対策部環境評価課 加藤担当
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和3年12月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき研究開発新棟（仮称）建設計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

| | | |
|--------------|----------------------------|--|
| 指定開発行為の基本的事項 | 指定開発行為者 | 住所：神奈川県川崎市幸区小向東芝町1番地 名称：株式会社東芝 研究開発センター 代表者：執行役員 研究開発センター 所長 佐田 豊 |
| | 指定開発行為の名称 | 研究開発新棟（仮称）建設計画 |
| | 指定開発行為の種類 | 大規模建築物の新設（第2種行為） |
| | 指定開発行為を実施する区域 | 川崎市幸区小向東芝町1番地 |
| | 指定開発行為の目的 | 既設建物の老朽化に伴う先端研究開発のランドマークとなる新棟の建設 |
| | 指定開発行為の内容 | 延べ面積：72,540 m ² |
| | 指定開発行為の施行期間 | 令和3年12月（着工予定）～令和6年9月（完了予定） |
| | 環境影響評価の手続経過 | 令和3年 5月31日：指定開発行為実施届出 令和3年 6月 7日：条例環境影響評価準備書公告 令和3年10月15日：条例環境影響評価審査書公告 |
| 縦覧場所 | 幸区役所及び環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階） | |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧期間及び時間 | 期間：令和3年12月17日（金）～令和4年1月17日（月） 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の 午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時00分まで 上記期間中、本市ホームページにて 標記評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html  川崎市HP |
| | 問合せ先 | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境対策部環境評価課 電話番号：044-200-2156 |